

改正建築物省エネ法の概要

1

改正建築物省エネ法の概要

改正建築物省エネ法の概要

- ※ 令和元年5月の改正内容を踏まえた、建築物省エネ法の概要をご説明します。
改正内容の全体像を把握したい方、初めて建築物省エネ法を勉強される方向けの動画です。
- ※ 本動画のコンテンツは、令和元年度に実施した全国説明会資料をもとにしております。
(本動画において初めて公開する情報はございません。)

国土交通省 住宅局 住宅生産課
建築環境企画室

目次

1. 建築物省エネ法の改正概要
2. 改正建築物省エネ法の各措置の内容とポイント
3. その他

1. 建築物省エネ法の改正概要

2. 改正建築物省エネ法の各措置の内容とポイント

3. その他

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、**2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26.0%減目標**を位置付けた「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。
- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、**全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択**。
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、**地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）**。

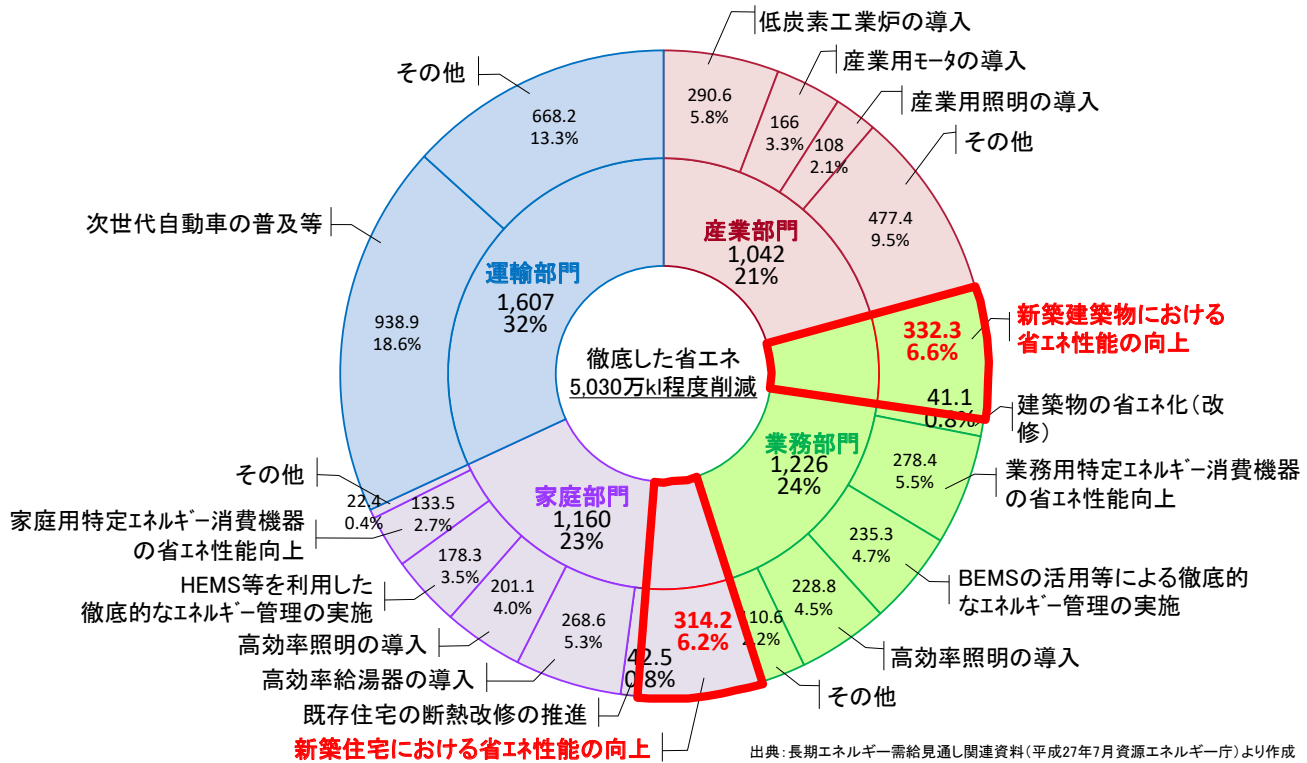
エネルギー起源CO2の各部門の排出量の目安

	CO2排出量(百万t-CO2)		
	2013年度実績	2030年度の目安	削減率
全体	1,235	927	(※) ▲25%
産業部門	429	401	▲7%
住宅・建築物分野	480	290	▲40%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

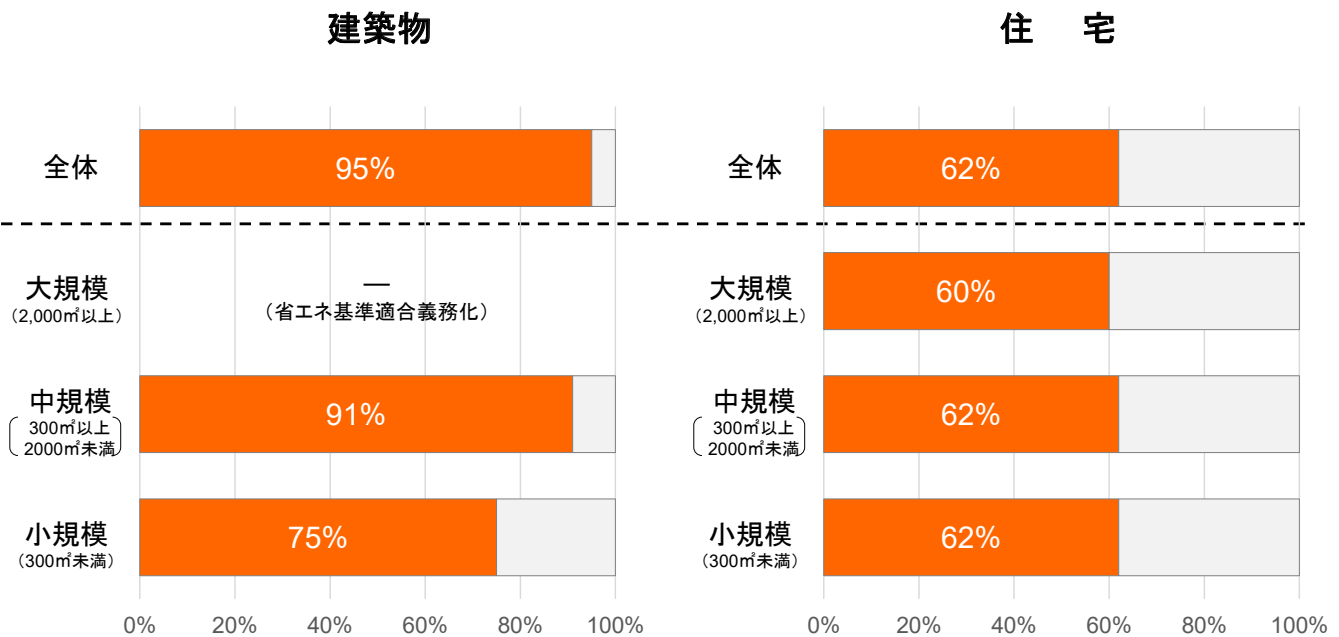
※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

新築の住宅・建築物における地球温暖化対策計画の目標

- パリ協定の削減目標の達成には、電源構成等の変化の影響を加味した上で、**最終エネルギー消費で5,030万kl程度**の省エネ努力が必要。
- このうち、**新築の住宅・建築物における最終エネルギー消費の削減量は、全体の12.8%**を占める。



用途・規模別の省エネ基準適合率(平成29年度)

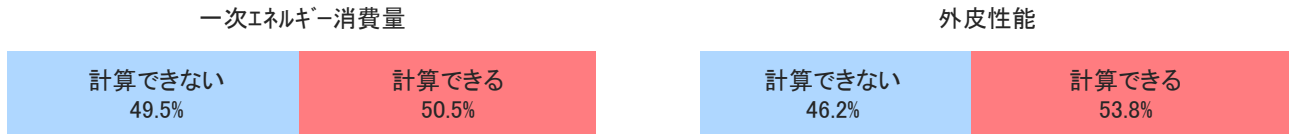


※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。
 共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟ごと)の省エネ基準への適合に基づき適合率を算定している。なお、住戸ごとの省エネ基準への適合に基づき省エネ基準への適合率を算定すると、大規模住宅は74%、中規模住宅は75%となる。

建築士等の省エネ基準への習熟状況等

○ 中小工務店・建築士それぞれに対して、省エネ基準への習熟状況についてアンケート調査を行ったところ、中小工務店・建築士ともに、省エネ計算ができると回答した者は約5割。

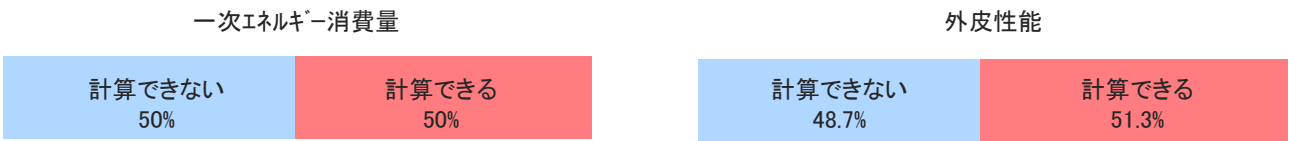
中小工務店の習熟状況



<調査概要>

調査方法：インターネット調査(平成30年度実施)
調査対象：住宅瑕疵担保責任保険登録者のうち、住宅の設計又は施工を請け負う住宅生産者(有効回答318社)
調査実施者：(一社)リビングアメニティ協会(国土交通省の補助事業により実施)

建築士の習熟状況



<調査概要>

調査方法：アンケート調査(平成30年度実施)
調査対象：平成29年度に確認済証を受けた300㎡未満の住宅を設計した建築士事務所(有効回答801社)
調査実施者：(公社)日本建築士会連合会(国土交通省の補助事業により実施)

6

1

改正建築物省エネ法の概要

改正建築物省エネ法の概要

橙色は改正建築物省エネ法(令和元年5月17日公布)の改正内容

規制措置

●適合義務制度

法公布後
2年以内施行

内容 新築時等における省エネ基準への**適合義務**
基準適合について、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の**省エネ適合性判定を受ける必要**

※ **省エネ基準への適合が確認できない場合、着工・開業ができない**

対象 2,000㎡以上の非住宅建築物

⇒ **対象を300㎡以上の非住宅建築物に拡大**

●届出義務制度

内容 新築時等における所管行政庁への省エネ計画の**届出義務**(不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令)

⇒ **住宅性能評価やBELS等の取得により、届出期限を着工の21日前から3日前に短縮**

⇒ **あわせて、指示・命令等の実施を強化**

令和元年
11月16日施行

対象 300㎡以上の住宅 ※R3年3月までは300㎡以上の非住宅も対象

●住宅トップランナー制度

内容 住宅トップランナー基準(省エネ基準よりも高い水準)を定め、省エネ性能の向上を誘導(必要に応じ、大臣が**勧告・命令・公表**)

令和元年
11月16日施行

対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者
注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者
賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者

誘導措置

●容積率特例に係る認定制度

誘導基準に**適合**すること等についての所管行政庁の認定により、**容積率の特例**※を受けることが可能

⇒ **対象に複数の建築物の連携による取組を追加**

※ 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

令和元年
11月16日施行

●省エネ性能に係る表示制度

基準適合認定制度(省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能)

BEL S(建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受けると、省エネ性能に応じて5段階の★で表示することが可能)

●その他(基本方針の策定、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言、新技術の評価のための大臣認定制度、**条例による基準強化**等)
法公布後2年以内施行

7

7

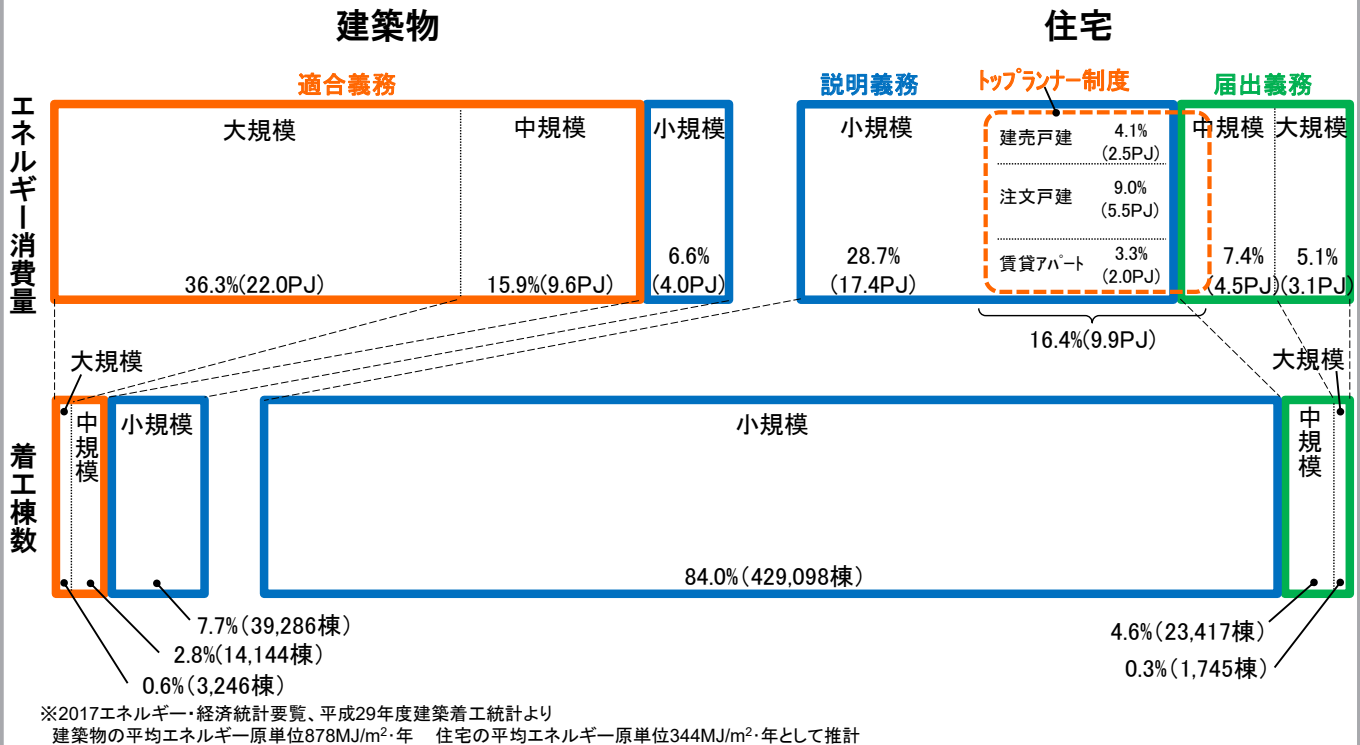
建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	現行制度		改正法	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 貸家 賃貸アパート

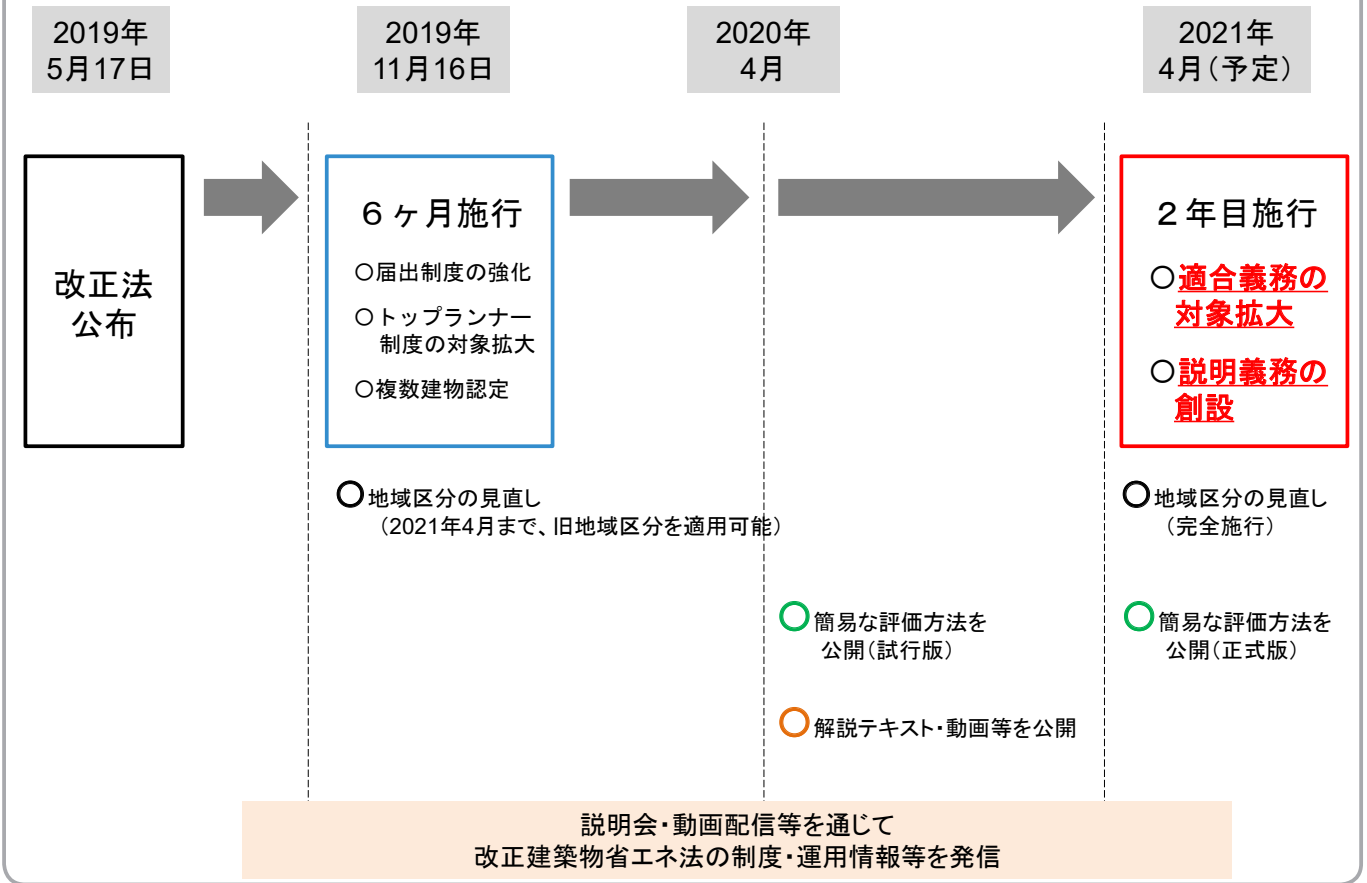
※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

用途・規模別のエネルギー消費量と着工棟数との関係

○適合義務の対象となる建築物は、新築着工棟数全体の3.4%（大規模建築物0.6% 中規模建築物2.8%）であるものの、エネルギー消費量では全体の52.2%（大規模建築物36.3% 中規模建築物15.9%）を占める。



改正法の公布・施行スケジュール(概要)



10

1

改正建築物省エネ法の概要

目次

1. 建築物省エネ法の改正概要

2. 改正建築物省エネ法の各措置の内容とポイント

3. その他

11

9

建築物省エネ法に基づく各制度

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務制度 ⇒ p.13 詳しくは、適合義務制度 ポイント解説動画やマニュアル※の第3章等をご覧ください	届出義務制度 ⇒ p.17 詳しくは、マニュアル※の第3章等をご覧ください
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	適合義務制度 ⇒ p.13 詳しくは、適合義務制度 ポイント解説動画やマニュアル※の第3章等をご覧ください	届出義務制度 ⇒ p.17 詳しくは、マニュアル※の第3章等をご覧ください
小規模 (300㎡未満)	説明義務制度 ⇒ p.19 詳しくは、説明義務制度の解説 テキストや動画をご覧ください	

住宅トップランナー制度 : マニュアル※の第3章をご覧ください

性能向上計画認定制度 : マニュアル※の第4章等をご覧ください

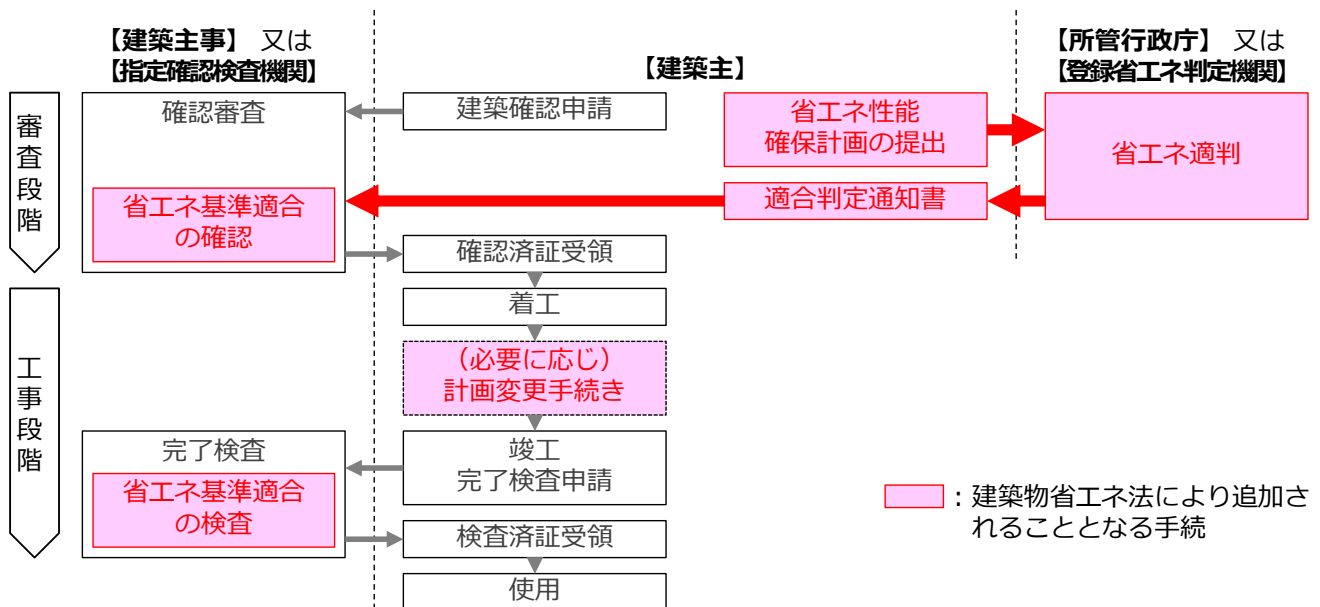
エネルギー消費性能認定制度 : マニュアル※の第4章等をご覧ください

※建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル

適合義務制度の概要

- 300㎡以上※の非住宅建築物の新築等において、省エネ基準への適合を義務化。
※2021年3月までは二千㎡以上の非住宅が対象
- 建築主は、登録省エネ判定機関等の**省エネ適合性判定（省エネ適判）**を受け、交付される**適合判定通知書を建築確認時に提出**することが必要（**同通知書の提出がないと、確認済証が発行されない。**）。
- また、**完了検査時**においても、**省エネ基準への適合性の検査**が行われる（**省エネ建材・設備を含め、設計図書等のとおり**に工事が実施されていないと、**検査済証が発行されない。** ※軽微変更対象工事を除く。）

〈省エネ適判対象物件に係る手続フロー〉



適合義務制度と計画変更

- 一般的に、工事段階において、省エネ建材・設備の仕様等が変更となるケースが見受けられるが、**適合義務対象となる建築物については、完了検査にあたって、あらかじめ計画変更手続きや軽微変更説明書の作成が必要**となる。
- これらを行わず、**所定の書面が準備されていない場合、検査済証が発行されない**ため、注意が必要。

① 計画変更手続き (②のいずれにも該当しない場合)

- 変更後の計画をもとに、**再度、省エネ適合性判定を申請**する

② 軽微変更手続き

- 以下の変更の場合、**軽微変更説明書を作成**する

ルートA) 省エネ性能が向上する変更

- イ 建築物の高さ又は外周長の減少
- ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ハ 空気調和設備等の効率の向上等となる変更
- ニ エネルギーの効率的利用が可能な設備の新設等

ルートB) 基準値に対し10%以上余裕度のある場合で、一定範囲内で省エネ性能が低下する変更 (⇒)

- 以下の変更の場合、登録省エネ適判機関等から、**軽微変更該当証明書を取得**する

ルートC) 再計算により基準適合が明らかな変更

(ルートBの例)

イ 空気調和設備

- 次の(イ) (ロ) のいずれかに該当し、これ以外の事項で省エネ性能が低下しない変更。
- (イ) 外壁の平均熱還流率、窓の平均熱貫流率が、ともに5%を超えない範囲の増加
- (ロ) 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

ロ 機械換気設備

- 室用途毎※に、次の(イ) (ロ) のいずれかに該当し、これ以外の事項で省エネ性能が低下しない変更。
- (イ) 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- (ロ) 床面積※の5%を超えない増加 (室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。)

ハ 照明設備

- 室用途毎※に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項で省エネ性能が低下しない変更。

ニ 給湯設備

- 湯の使用用途毎※に、給湯設備の平均効率の10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項で省エネ性能が低下しない変更。

ホ 太陽光発電設備 (略)

※一次エネルギー消費量の算定対象となるものに限る

設計時点でテナント部分の設備機器等が未定の場合の扱い

- 物販店舗や飲食店等のテナントの照明や空気調和設備等の工事について、完了検査時においても設置予定が決まらない見込みの場合は、当該機器等が設置されないものとして省エネ適判を行い、未設置の状態で完了検査を行うことが想定される (この場合、完了検査後のテナント工事は、特段の手続きを経ず実施可能)。
- 一方、省エネ適判等において設置しないものとした設備等が、完了検査時までには設置されることとなった場合は、建築主は計画変更もしくは軽微な変更に係る所定の手続き等を経て、完了検査を受けることが必要となる。

設計時におけるテナント部分の設備機器等の設置予定	完了検査時における左記の設備機器等の設置状況	(当初の)省エネ適判の扱い	計画変更の扱い (完了検査時の扱い)
未定	未設置	当該機器等が設置されないものとして判定	当該機器等が 設置されないものとして検査を実施
	設置済	※ 所定のデフォルト値に基づき評価	変更内容に応じ あらかじめ計画変更/軽微変更に係る所定の手続き を経て検査を実施

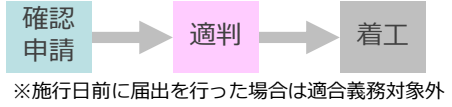
中規模建築物の適合義務の適用関係

施行日
(2021年4月予定)

適合義務対象

確認申請が施行日以降の場合

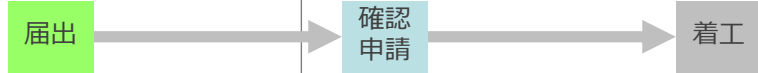
⇒ 適合義務対象
(附則第3条第1項)



適合義務対象外 (届出制度の対象)

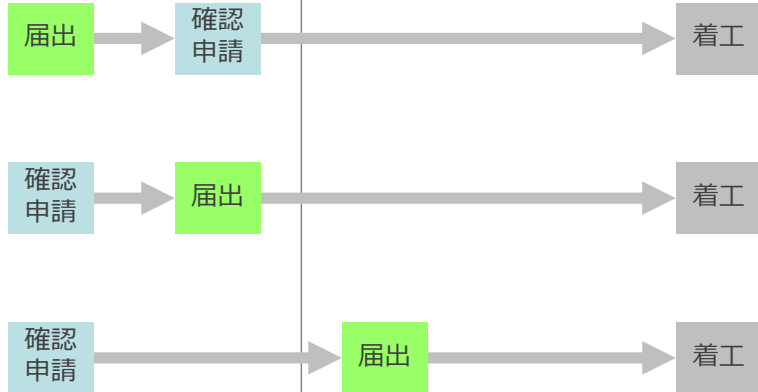
届出が施行日前の場合

⇒ 確認申請が施行日以降でも
適合義務対象外
(附則第3条第1項)



確認申請が施行日前の場合

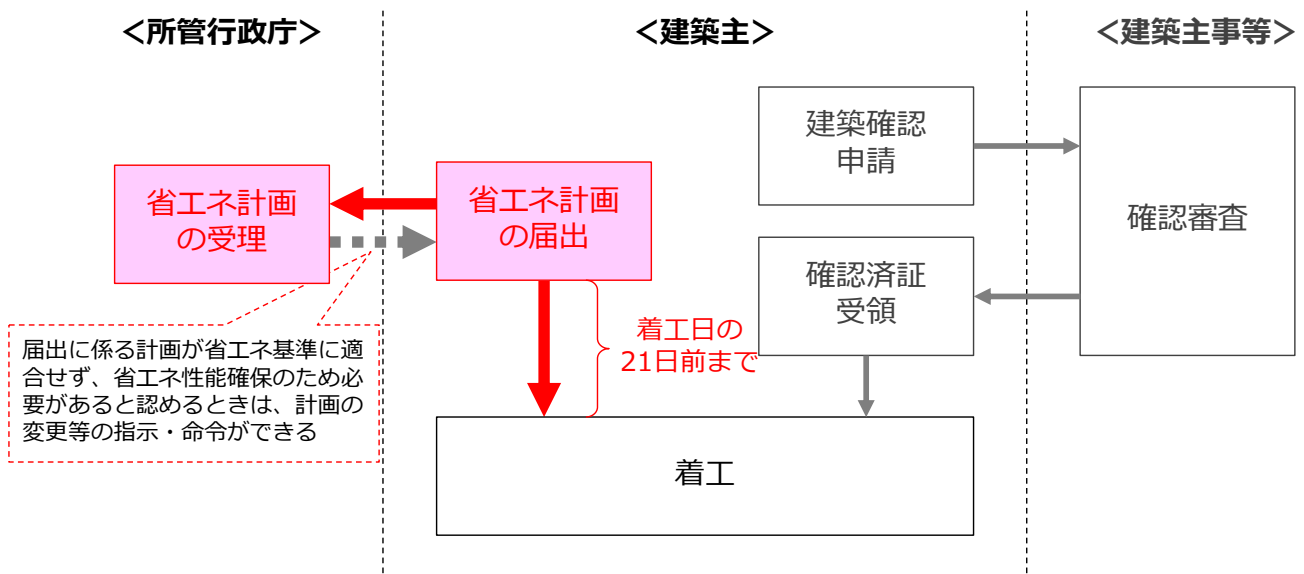
⇒ 適合義務対象外、届出は必要
(附則第3条第2項)



届出義務制度の概要

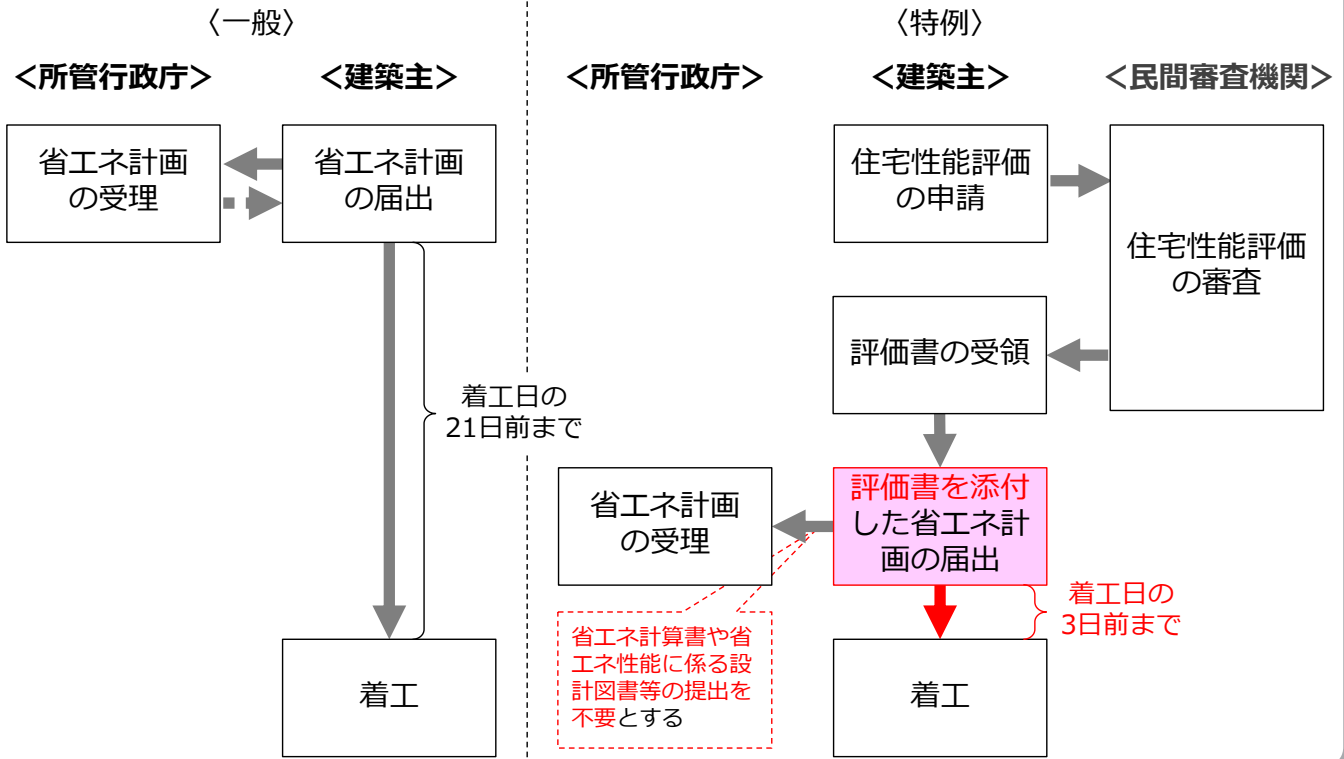
- 300㎡以上の住宅※の新築等において、着工日の21日前までに、省エネ計画の所管行政庁への届出を義務化。
※2021年3月までは、中規模非住宅建築物についても届出の対象
- 所管行政庁は、届出に係る計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能確保のため必要があると認めるときは、計画の変更等の指示・命令ができる。

〈届出義務制度に係る手続フロー〉



届出期限の短縮の特例

- 省エネ性能に関する計画の届出に併せて、省エネ基準への適合に係る民間審査機関による評価書（例：住宅性能評価書）を提出する場合に、計画の届出期限を着工の21日前から、最短で着工の3日前に短縮する。



18

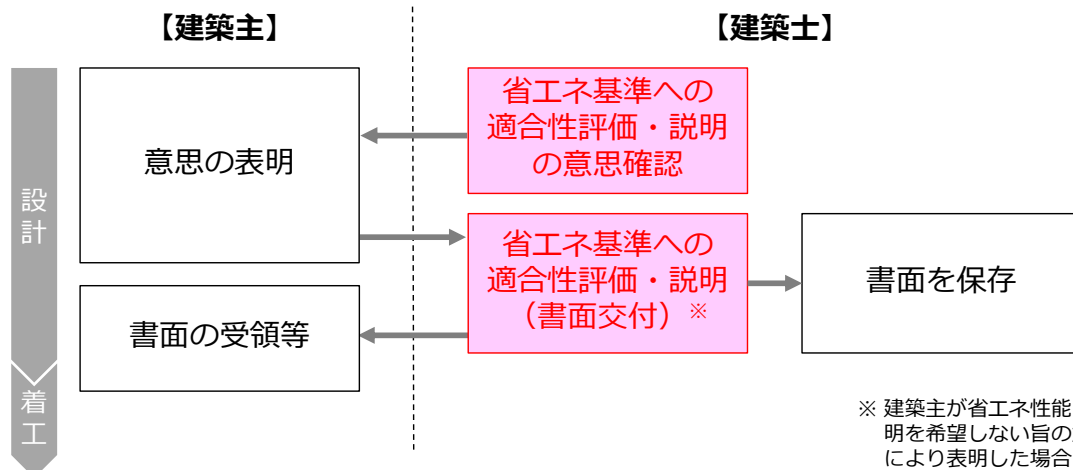
1

改正建築物省エネ法の概要

小規模住宅・建築物の省エネ性能に係る説明義務制度

- 小規模住宅・建築物（300m²未満の住宅・建築物を対象とする予定）の新築等に係る設計の際に、次の内容について、**建築士から建築主に書面での説明を義務化**。
 - ① **省エネ基準への適否**
 - ② 省エネ基準に適合しない場合は、**省エネ性能確保のための措置**
- 説明に用いる書面を建築士事務所の保存図書に追加予定。（建築士法省令を改正予定）
- 建築士法に基づき都道府県等は建築士事務所に対する報告徴収や立入検査が可能。

〈説明義務対象物件に係る手続フロー〉



19

13

建築士から建築主への説明書のイメージ

<省エネ基準に適合している場合>

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要

作成日 ○年○月○日

建築物の所在地	○○県○○市○○○	
建築物の名称及び用途	○○邸 (住宅)	
建築物エネルギー消費性能基準 (省エネ基準) への適合状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置		
評価実施者	建築士種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造
	建築士登録番号	(○○) 登録 第 ○○○○ 号
	氏名	○○ ○○
	所属事務所名	○○○建築設計事務所
	建築士事務所登録番号	(○○) 知事登録 第 ○○○○ 号

■建築物エネルギー消費性能基準 (省エネ基準)
建築物の備えるべきエネルギー消費性能について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき国が定める基準です。

<省エネ基準に不適合の場合>

建築物のエネルギー消費性能の評価結果の概要

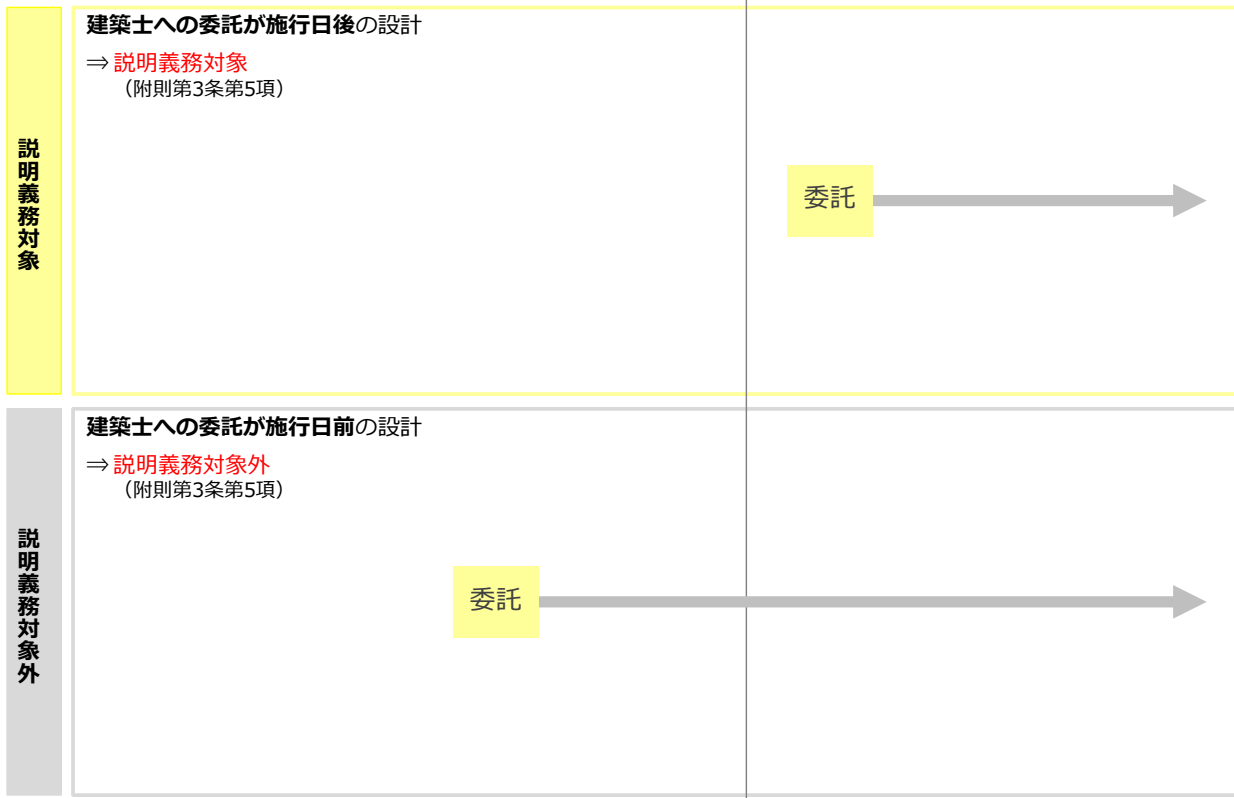
作成日 ○年○月○日

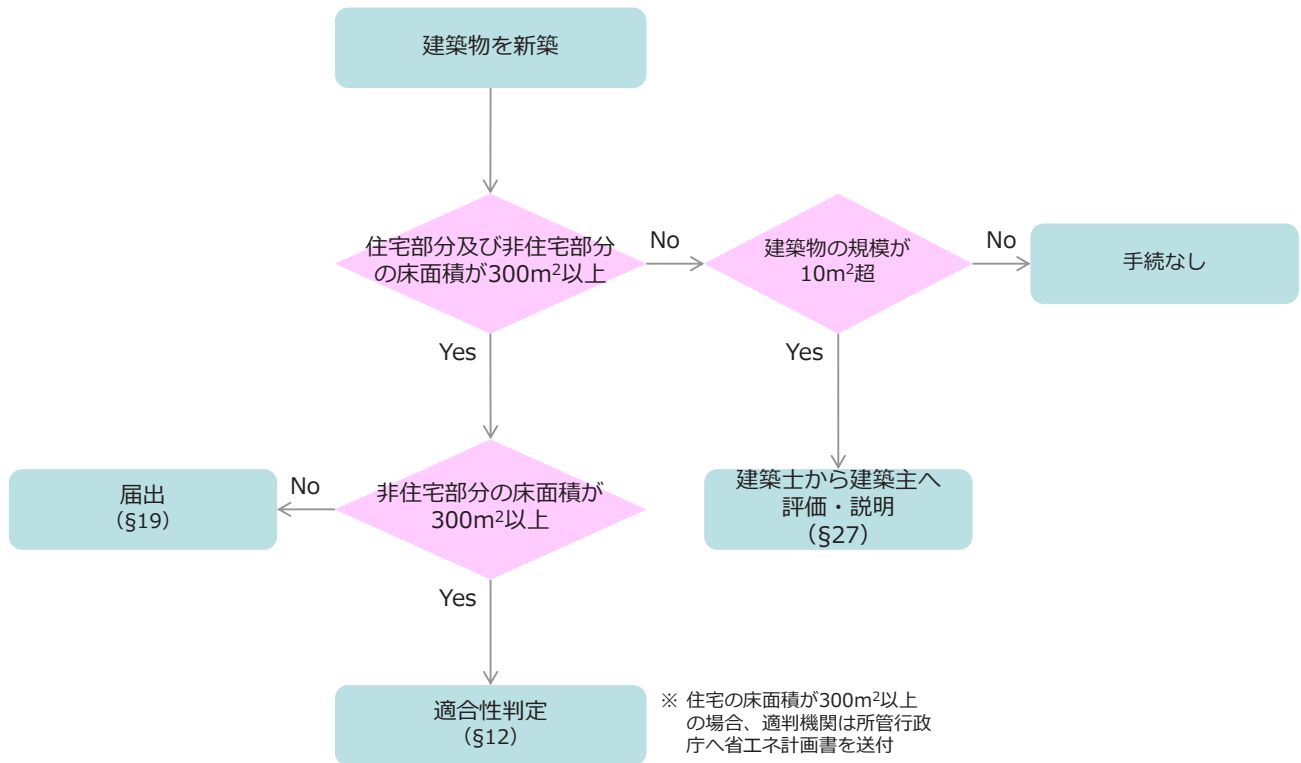
建築物の所在地	○○県○○市○○○	
建築物の名称及び用途	○○邸 (住宅)	
建築物エネルギー消費性能基準 (省エネ基準) への適合状況	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 不適合	
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 断り庇の窓のサッシについて、アルミ製から樹脂製に変更する ・ 2 断り下の照明について、蛍光灯からLEDに変更する 以上の措置に必要な概算費用は約○～○万円	
評価実施者	建築士種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造
	建築士登録番号	(○○) 登録 第 ○○○○ 号
	氏名	○○ ○○
	所属事務所名	○○○建築設計事務所
	建築士事務所登録番号	(○○) 知事登録 第 ○○○○ 号

■建築物エネルギー消費性能基準 (省エネ基準)
建築物の備えるべきエネルギー消費性能について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき国が定める基準です。

説明義務の適用関係

施行日
(2021年4月予定)





規制措置の適用除外建物について

○ 建築物省エネ法の規制措置（基準適合義務、届出義務、評価・説明義務）の適用については、次により適用の有無を判断。

- 1) 規制措置が適用除外される建築物であるかどうか
- 2) 建築物の規模が一定以上であるかどうか

1) 適用除外

次の①～③に該当する建築物は、規制措置を適用しない。

① 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、空気調和設備を設ける必要がないことが想定される用途に供する建築物
⇒「畜舎」や「自動車車庫」等



畜舎



自動車車庫

② 保存のための措置等により省エネ基準に適合させることが困難な建築物
⇒「文化財指定された建築物」等

③ 仮設建築物

2) 建築物の規模

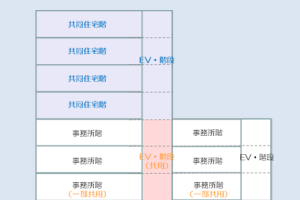
1) に該当しない場合には、建築物の規模が一定以上であるかどうかについて、**次の①・②を踏まえて算定した床面積**により判断。

① 高い開放性を有する部分は、規制措置の適用の有無を判断する際の**床面積に算入しない**。



高い開放性を有する部分

② 住宅・非住宅の複合建築物については、**住宅部分を除く非住宅部分の床面積**により判断。



- 非住宅専用部分 ⇒ 非住宅部分
- 住宅と非住宅の共用部分
⇒ 主として住宅の居住者が使用する
場合、住宅部分
- 住宅専用部分 ⇒ 住宅部分

1. 建築物省エネ法の改正概要

2. 改正建築物省エネ法の各措置の内容とポイント

3. その他

省エネ住宅・建築物の新築に対する主な支援措置(令和2年度予算等)

<新築住宅を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (高度省エネ型) 補助	135億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる省エネ性能に優れた木造住宅の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 限度額:ZEH 140万円/戸 低炭素認定住宅 110万円/戸 ほか
サステナブル建築物等 先導事業(省CO2先導型) 補助	90.7億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む住宅(主にLCCM住宅)の新築	補助率:「掛かりまし費用」の1/2 ※LCCM住宅 限度額:125万円/戸(※) 以外の場合は 建築物に準じる
フラット35S 融資		省エネ性能に優れた住宅の新築	適用金利▲0.25%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
住宅ローン減税(所得税) 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	一般住宅に比べ、 最大控除額を100万円加算【税額控除】 (消費税率10%が適用される住宅の新築をした場合、最大控除額を120万円加算【税額控除】)
投資型減税(所得税) 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	控除率:標準的な性能強化費用相当額の 10% 最大控除額:65万円【税額控除】
固定資産税、登録免許税、 不動産取得税の優遇措置 税		認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築	固定資産税 :一般住宅に比べ、軽減期間を2年延長(※) 登録免許税 :一般住宅に比べ、税率を0.05%-0.2%減免 不動産取得税:一般住宅に比べ、課税標準からの控除額を100万円増額(※) (※)の特例については認定長期優良住宅のみ
贈与税非課税措置 税		住宅取得費用の贈与を受けて行う省エネ性能(省エネ基準相当)に優れた住宅の新築	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

<新築建築物を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算	支援対象	主な補助率・補助額等
サステナブル建築物等 先導事業(省CO2先導型) 補助	90.7億円 の内数	先導性の高い省エネ化に取り組む建築物の新築	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト ※住宅事業や 改修事業も対象
省エネ街区形成事業 補助	90.7億円 の内数	複数建物の連携により街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクト	補助率:1/2 限度額:5億円/プロジェクト ※住宅事業や 改修事業も対象

省エネ住宅・建築物の改修に対する主な支援措置(令和2年度予算等)

<住宅の改修を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算	支援対象	主な補助率・補助額等
地域型住宅グリーン化事業 (省エネ改修型) 【平成31年度より開始】 補助	135億円 の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる 木造住宅の省エネ改修工事(省エネ基準相当)	50万円/戸(定額)
長期優良住宅化リフォーム 推進事業 補助	45億円	省エネ性能等を有する住宅(省エネ基準相当)への改 修工事	補助率:1/3 限度額:200万円/戸(※) ※省エネ基準▲20%相当の場合は250万円/戸
フラット35リノベ 融資		中古住宅購入とあわせて実施する省エネ性能の 向上に資する改修工事	適用金利▲0.5%/年、当初5年間(※) ※省エネ基準▲10%相当の場合は10年間
省エネルギーフォーム税制 (所得税/投資型) 税 ※別途、ローン型もあり		省エネ性能を有する住宅への改修工事	控除率:標準的な工事費用相当額の10% 最大控除額:25万円/戸(※)【税額控除】 ※太陽光発電を設置する場合は35万円/戸
贈与税非課税措置 税		住宅取得等費用の贈与を受けて行う省エネ性能 を有する住宅(省エネ基準相当等)への改修工事	一般住宅に比べ、 非課税限度額を500万円加算

<建築物の改修を対象とする支援事業>

支援措置の名称	予算	支援対象	主な補助率・補助額等
既存建築物 省エネ化推進事業 補助	90.7億円 の内数	20%以上の省エネ効果が見込まれる 既存建築物の省エネ改修工事等	補助率:1/3 限度額:5,000万円/プロジェクト

BELSの概要 (BELS: Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)

【表示イメージ】



制度運営主体	一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル6F TEL: 03-5229-7440 FAX: 03-5229-7443 Mail: shouene-hojo@hyoukakyokai.or.jp
対象建物	新築及び既存の住宅・建築物
評価対象	設計時の省エネルギー性能 ※ 建物全体の評価が基本となるが、評価手法によっては、フロア単位等の部分評価も可能
評価機関数	94機関 (2020年2月末)

【実績 (2020年2月末時点)】

建物種別	件数
非住宅建築物	1,553
戸建住宅	79,143
共同住宅	19,794
計	100,490

建築物省エネ法に関する情報提供・サポート窓口一覧

改正建築物省エネ法の解説や動画・チラシ等のご案内は、

・国土交通省の改正建築物省エネ法のページ

※マニュアル、QA、動画、チラシ、説明会のご案内、リンク集等の情報が集約されています。

国土交通省 改正建築物省エネ法

検索

<https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/shoenehou.html>



省エネ性能の計算支援プログラムは、

・建築研究所の技術情報のページ

(建築研究所のホームページ)で計算できます。

※住宅・非住宅別、精度別に、様々なプログラムが用意されています。

建築研究所 技術情報

検索

<https://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

省エネ適合性判定・届出の窓口は、

・申請窓口の検索ページ

(住宅性能評価・表示協会のホームページ)で検索できます。

※対象の物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁・登録省エネ判定機関の連絡先が検索できます。

評価協会 省エネ適判窓口

検索

<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene.tekihan/>

制度・省エネ基準に関するご質問は、
・省エネサポートセンター

((一財)建築環境・省エネルギー機構)で受付けています。

- 受付時間: 平日9:30~12:00/13:00~17:30
- メール: support-c@ibec.or.jp
- FAX: 03-3222-6610 ● TEL: 0120-882-177
- URL: http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html

※ ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。
※ 電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。

設計・工事監理に関するご相談は、

・建築物省エネ アシストセンター
(設計・工事監理の相談窓口)

((一社)日本設備設計事務所協会連合会)で受付けています。

- 受付時間: 平日10:00~12:00, 13:00~16:00
- メール: assist_center01@jafmec.or.jp
- FAX: 03-5276-3537 ● TEL: 03-5276-3535
- URL: <http://www.jafmec.or.jp/eco/#eco02>

※ ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。
※ 電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
※ 上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開。

28

建築物省エネ法に関するサポートツール一覧

■ 制度について

[動画] 適合義務制度 ポイント解説

[資料] 建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル

■ 設計図書の作成や施工・工事監理について

[動画] 省エネ適判の申請図書の作成方法について

[動画] 工事監理の方法について

[資料] 設計・監理資料集

[動画] 省エネ住宅の考え方と設計・施工のポイント (北海道版・全国版・沖縄版)

■ 省エネ基準・計算について

[動画] 省エネ性能に係る基準と計算方法

[動画] モデル住宅法の評価方法について・演習問題①・②

[資料] 戸建住宅簡易計算シート (試行版)

など

